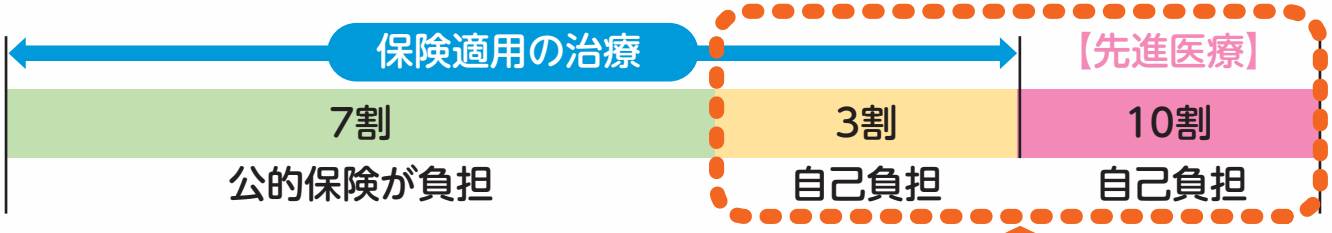
東京都福祉局

不妊治療費助成事業

令和8年4月1日以降に開始した治療から、助成対象を拡充します

令和8年10月1日受付開始

保険診療の生殖補助医療、並びに併用して実施した先進医療に係る費用を助成します。





詳細は東京都福祉局HPでご確認ください

福祉局　不妊治療費助成　検索



☑ 主な対象要件

①「1回の治療」の初日から申請日まで婚姻関係があること（事実婚を含む）。

②「1回の治療」の初日から申請日までの間、夫婦いずれかが継続して東京都内に住民登録をしていること。

③「1回の治療」の開始日における妻の年齢が 43 歳未満であること。



☑ 申請期限

「1回の治療」が終了した日の属する年度末（3月31日）まで

※申請には医療機関作成の受診等証明書が必要になります。
作成には時間や文書料がかかる場合がありますので、詳しくは医療機関にお問い合わせください。



☑ 申請方法

電子にてご申請ください。
右記申請フォームよりお申し込みください。

※こちらの申請フォームは令和8年10月1日より公開されます。それ以前にアクセスすることはできませんのでご注意ください

不妊・不育でお悩みの方に
電話相談も行っています。
詳細は福祉局ホームページをご確認ください。

お問い合わせ先
東京都福祉局 子供・子育て支援部 母子健康支援課
母子医療助成担当　電話：03-5320-4362

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。